

## 平成 25 年度第 1 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

### 1 日時

平成 25 年 6 月 7 日（金） 午後 2 時から午後 4 時まで

### 2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

### 3 出席者

#### (1) 専門調査員

神戸専門調査員、高木専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、緒方専門調査員、河瀬専門調査員、水野専門調査員、木村専門調査員、服部専門調査員、中尾専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員  
(以上 15 名)

#### (2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：丹羽課長、小野主幹、伊藤課長補佐、関主任主査、杉本主査、岩田主事（以上 6 名）

### 4 議題

#### (1) 平成 25 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査について

- ・事務局から、資料について説明を行った。
- ・専門調査員の相互調整により、調査地域、調査員及び調査日を決定した。

#### (2) その他

- ・事務局から、「あいち生物多様性戦略 2020」について説明を行った。

### <質疑応答>

#### ・自然環境保全地域等追跡調査地域の調査地点の削減について

[木村専門調査員] 自然環境保全地域等追跡調査地域の特質と課題等について事務局から説明があったが、専門調査員にとって既知のことであるので、特に必要性は感じない。

ところで、自然環境保全地域等追跡調査地域の調査地点について、昨年度の 12 地点から今年度は 6 地点へと削減されるということだが、その説明はあったのか。

[協議会事務局] 昨年度末の第 2 回協議会の際に、平成 25 年度以降の専門調査員による追跡調査については、県の厳しい財政状況もあり、調査地点や委員人数等について、見直すこととなったことを事務局から説明した。

追跡調査のような義務的な経費については、毎年マイナスシーリングがかかってくるので、今後、新しい政策・仕組みづくりも考えて調査を行ってい

きたい。

[木村専門調査員] 県内の野生動植物種の現況について十分に把握できていないのにもかかわらず、追跡調査の調査地点を削減することは、現況を把握するための基礎資料がなくなり間違っていると考える。県としての自然環境に対する取組の姿勢が問われることになる。本来であれば、こうした調査に予算を充当すべきである。

[吉田代表専門調査員] 県全体の厳しい財政状況を考えると、予算措置上、調査地点の削減等はやむを得ないところもあるのではないか。自然現象は分からないところが多いことも事実であるが、諸事情を考慮し、専門調査員としてこうして追跡調査を実施することで、良好な自然環境を後生に残していけるよう努めていければと思う。

・「あいち生物多様性戦略 2020」について

[瀧崎専門調査員] ポテンシャルマップについては、今後どうしていくつもりか。

[協議会事務局] このマップについては、地域ごとに修正を加えながら今後更新するつもりである。

[木村専門調査員] ポテンシャルマップを見た人は、これで生態系ネットワークが完成したように感じられてしまうので、不完全であることをよく周知することが必要である。

また、自然環境の定量評価手法については、驚きである。コンピュータ上で定量評価が可能であれば、誰も生態学的な研究はしないことになる。評価の考え方は様々であるので疑問がある。

そして、レッドデータブックあいち 2009 をもとにして、貝類 530 種と記載されているが、これはあくまで暫定的なもので、種類数として記載するのはどうか。まずは、ポテンシャルマップのベースとなる自然環境の全体像をしっかりと把握すべきである。

さらに、ポテンシャルマップなどには、自然環境についての課題が記載されていない。県内全ての自然環境を把握しているような書き方に見えるのはどうかと思う。

[協議会事務局] 地方自治体の政策として、ここまでの先進的な取組を行っているのは、愛知県のみである。

ポテンシャルマップに課題が記載されていないのは、ポテンシャルマップが土地所有者等に生態系ネットワークづくりの協力の理解を得るために作成した資料だからである。ただ、ベースとなる基礎データの精度については、指摘のとおりと考える。1つの仮説であるとの記載はしている。

なお、野生動植物の種数については、あくまで参考として記載したものであるということを理解してもらいたい。

[岡田専門調査員] 概要リーフレットのイメージ図については、誤った表現内容の記載があると思う。例えば、里山での枯木の伐採、キツネのトンネルと人のいるキャンパス内にキツネが出現する図である。イメージだから何でも良いというので

はなく、常識的なものにするべきである。

[協議会事務局] イメージ図については、専門家の意見を聴き作成した。厳密には至らないところもあるかもしれないが、土地所有者や取組を行う方の理解を得るために作成したもので、あくまでイメージとして理解してもらうためのものである。

[村松専門調査員] 同リーフレットのイメージ図については、自然の生態系保全を理解しているとは思えない内容もある。例えば、工場の森で採取した種子を他地域に播くことである。

[協議会事務局] そのイメージ図については、地元の在来種の種子を播くという意味で載せている。内容については、生態系自体の説明ではなく、土地所有者等の理解が得られるようなもののようにしている。

[村松専門調査員] 同リーフレットのタイトルにある「人と自然の共生」という言葉はどのような意味で使用したのか。生物学として、「共生」は別の意味で使っている。人と自然は、本来共生できないと思う。

[協議会事務局] 「人と自然の共生」という言葉を使用し始めたのは、国連の生物多様性条約事務局であり、これは世界共通の 2050 年の長期目標となっているので、県としても使用した。「同時生存する」という意味の「共生」として使用している。

#### ・その他

[高木専門調査員] 自然史博物館について発言したい。貴重な標本を財産として残していけるよう自然史博物館の設置の検討を、常に念頭においておくべきである。県に自然史博物館がないことから、愛知万博で日本オオカミを展示するために、オランダのライデンにある国立自然史博物館から標本を借用し展示していた。また、愛知県内の絶滅のおそれのある野生生物をまとめたレッドデータブックあいちの作成のために、千葉県博物館まで足を運ぶ専門家もいる。

本来は県内に博物館があるべきである。COP10 の際にも自然史博物館の設置について、議論はされたが前進していない。科学立県である愛知の根幹が危うく感じる。

[協議会事務局] 自然環境課としては、自然史博物館はあった方がよいと考えるが、これまでに本課と専門調査員など専門家により、その必要性、あり方などについて、まとまっていなかった。県で新規の箱物を設置する場合には、設置や維持管理に大きなコストがかかるので、現状での、県の財政状況及び巨額の費用を要する新規の箱物に対する県民意識の抵抗感を考えると、自然史博物館の設置は非常に難しいと考えている。

[瀧崎専門調査員] 自然史博物館の設置については、資料の散逸防止のため、また、地域の環境学習の拠点のためにも早期に検討してもらいたい。現在ある貴重な資料を県内に残していくためには、今から手を打たないと間に合わない。

[緒方専門調査員] 研究をしていると標本が貯まってくるので、研究者にとっては標本の行き先は課題である。自然史博物館を自治体で設置したとしても、維持管理が難

しいし、どう貢献するか等の課題が山積みである。

[村松専門調査員] 三重県では現在、自然史博物館の建て替えを行っている。愛知県でも、資料の散逸防止のために、ぜひとも自然史博物館の設置を検討してもらいたい。

[協議会事務局] 貴重な標本については、東京の国立科学博物館に引き取られ適切に保存されるのであれば、標本の散逸防止のために県で自然史博物館を設置しなければならない理屈がないとの批判に耐えられない。

他県の博物館について、いろいろ調査したが、そのあり方は様々である。

今後、自然史博物館の設置を検討していくなら、どうそれが機能するかがポイントである。自然に関心のある人にとっては、自然史博物館の設置の必要性は当然理解できるが、広く県民に理解を得るのは難しいのではないかと。それは、あった方がよいという単なる必要性ではなく、ないと困るという絶対的な必要性でないと、納得は得難いと思われる。

本県として必要な博物館を考える場合、いろいろな方の意見を聴いてまとめていくことになるが、県が新たな箱物を建設し、学芸員の確保も含めて維持管理費を全額負担していくことは無理である。

しかし、県の既存の建物を使用して、維持管理の機能や学芸員などの人材を大学・研究機関が担うということであれば、可能性は見い出せないことはないと考えてる。

・自然環境保全地域について

[岡田専門調査員] 田之土里湿原自然環境保全地域について、保全地域内に周辺樹木が入り込んでいるので除去したいという話が地元である。どうしたらよいか。

[協議会事務局] 樹木の間伐活動については、県の補助の対象になり得るので、相談してもらいたい。

[中西専門調査員] 地元で樹木の間伐を行うということであれば、専門家の指導を受けるべきである。

・次回の平成 25 年度第 2 回専門調査員協議会については、地形・地質部門の専門調査員が研究発表を行うこととなった。

・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 名の専門調査員による署名が必要であるため、高木専門調査員（植物部門）及び河瀬専門調査員（動物部門）を署名者として選出した。